## 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価　届出様式

○　本様式は、感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価を届け出る際に使用するものです。
○　記入にあたっては、「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（老認発0316第４号・老老発0316第３号令和３年３月16日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知）のほか、各項目の注を参照の上、行ってください。

### （１）　事業所基本情報

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業所番号 | 13******** | 事業所名 | デイ都庁 | | |
| 担当者氏名 | 東京太郎 | 電話番号 | 03-1234-5678 | ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ | XXXXX @ XXXXX |
| サービス種別 | 通所介護 | 規模区分 | 大規模型Ⅰ | | |

※　青色セルは直接入力、緑色セルはプルダウン入力してください（以下同じ）。
※　サービス種別が通所介護及び通所リハビリテーションの場合には、規模区分欄も記載してください。

### （２）　加算算定・特例適用の届出

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 利用延人員数の減少が生じた月 | 令和 | 3 | 年 | 4 | 月 |
| 利用延人員数の減少が生じた月の利用延人員数 | 800 | 人 | | | |
| 利用延人員数の減少が生じた月の前年度の１月当たりの平均利用延人員数 | 850 | 人 | | | |
| 加算算定の可否 | 可 | | | | |
| 特例適用の可否 | 否 | | | | |

※　黄色セルは自動計算されますので、入力しないでください（以下同じ）。
※「利用延人員数の減少が生じた月の利用延人員数」「利用延人員数の減少が生じた月の前年度の１月当たりの利用延人員数」については、以下を準用し算定してください（以下、利用延人員数の計算にあたっては、すべてこれによることとします。）
・通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年３月１日老企第36号）第２の７（４）及び（５）
・通所リハビリテーションについては、同通知第２の８（２）及び（８）
※「加算算定の可否」「特例適用の可否」欄のいずれかに「可」が表示された場合は、利用延人員数の減少が生じた月の翌月15日までに都道府県・市町村に本様式を提出することで、加算算定・特例適用の届出を行うことができます。（両欄とも「否」が表示された場合は、提出不要です。）

「利用延人員数の減少が生じた月の利用延人員数」は、「利用延人員数の減少が生じた月の前年度の１月当たりの平均利用延人員数」との算出方法と同様である。
当該利用延人員数の減少が生じた月（以下「減少月」という。）の利用者について、報酬算定している時間数に応じた係数（例：通所介護で３時間以上４時間未満又は４時間以上５時間未満を算定している利用者は２分の１）を乗じて得た数を用いることに留意する。

利用延人員数の減少が生じた月の前年度の１月当たりの平均利用延人員数（以下「算定基礎」という。）と比較して、減少月の利用延人員数が５％以上減少しているため、３％加算は適用される。
一方、より小さい規模区分の利用延人員数（左例では通常規模型の750人以内）までは減少していないため、規模区分の特例は適用されない。
※いずれも該当する場合は規模区分の特例を優先して適用する。

**加算算定事業所のみ**　※ 加算算定開始後に記入してください。（加算を算定しない事業所は記入及び届出の必要はありません。）

### （３）　加算算定後の各月の利用延人員数の確認

| | 年月 | 各月の利用延人員数 | 減少割合 | | 加算算定の可否 |
|---|---|---|---|---|---|
| 利用延人員数の減少が生じた月 | 令和3年4月 | 800 | 5.88% | | |
| 加算算定届提出月 | 令和3年5月 | 785 | 7.65% | | |
| 加算算定開始月 | 令和3年6月 | 770 | 9.41% | | 可 |
| 加算延長判断月 | 令和3年7月 | 755 | 11.18% | | 可 |
| 加算終了／延長届提出月 | 令和3年8月 | 740 | 12.94% | | 可 |
| 延長適用開始月 | 令和3年9月 | | | 減少の２か月後に算定開始 | 可 |
| | 令和3年10月 | | | | 可 |
| 延長適用終了月 | 令和3年11月 | | | | |

※　加算算定の届出を行った場合は、利用延人員数の減少が生じた月から適用(延長含む)終了月まで、各月の利用延人員数を入力してください。
※「加算算定の可否」欄に「否」が表示された場合は、速やかに都道府県・市町村に本様式を提出してください。（提出を怠った場合は、加算に係る報酬について返還となる場合があり得るため、ご留意ください。なお、「可」が表示された場合は、本様式を提出する必要はありません。）

減少月の翌月15日までに届出を行い、翌々月１日適用で算定開始する。
届出後も引き続き各月の利用延人員数を記録し、継続して算定が可能か確認する。
（表下部の注釈のとおり、「否」が表示された場合は速やかに加算の取下げの届出を行うことに留意する。）

オレンジセルに「可」が表示された場合、引き続き延長して算定可能であるため、「（４）加算算定の延長の届出」に延長を求める理由を記載の上、本様式を延長届提出月の15日までに（左例では７月実績を基に８月15日までに）届け出る。

大規模型Ⅰ・Ⅱの事業所で３％加算の算定開始後に「各月の利用延人員数」がより小さい規模区分の利用延人員数となった場合（左例では８月に740人と通常規模型の750人以内に該当する利用延人員数となっている）、３％加算の適用と規模区分の特例とでは規模区分の特例を優先して適用するため、当該月の翌月15日までに翌々月の１日適用で
・３％加算の取下げ
・規模区分の特例の適用（左例では大規模型Ⅰ→通常規模型）
を届け出る必要がある。
※左例では９月まで３％加算、10月から規模区分の特例を適用する。
※**左例の赤枠**のとおり、届出様式上では「可」と表示されてしまうため、より小さい規模区分の利用延人員数となっているか否かを適宜確認する必要がある。
※３％加算から規模区分の特例に変更する際の提出書類は、以下のとおり。
①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書：「施設等の区分」を該当するより小さい規模区分に、「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」を「１　なし」とする。
②本届出様式：規模区分の特例用として改めて作成する必要がある。（左例では「（２）　加算算定・特例適用の届出」における減少月を令和３年８月とし、減少月の利用延人員数を740人とする。）

**加算算定事業所であって、（３）オレンジセルに「可」が表示された事業所のみ**　※ 加算算定開始後に記入してください。

### （４）　加算算定の延長の届出

| | |
|---|---|
| 加算算定の延長を求める理由 | (例)利用延人員数の減少に対応するための経営改善に時間を要するため |

※　加算算定の延長を求める場合は、その理由を入力し、延長届提出月の15日までに都道府県・市町村に本様式を提出することにより、加算算定の延長の届出をすることができます。

**特例適用事業所のみ**　※ 特例開始後に記入してください。（特例を適用しない事業所は記入及び届出の必要はありません。）

### （５）　特例適用後の各月の利用延人員数の確認

| | 年月 | 各月の利用延人員数 | | 特例適用の可否 |
|---|---|---|---|---|
| 利用延人員数の減少が生じた月 | 令和3年4月 | 800 | | |
| 特例適用届提出月 | 令和3年5月 | 785 | | |
| 特例適用開始月 | 令和3年6月 | 770 | | 否 |
| | 令和3年7月 | 755 | | 否 |
| | 令和3年8月 | 740 | | 否 |
| | 令和3年9月 | | | 否 |
| | 令和3年10月 | | | 否 |
| | 令和3年11月 | | 減少の２か月後に算定開始 | |
| | 令和3年12月 | | | |
| | 令和4年1月 | | | |
| | 令和4年2月 | | | |
| | 令和4年3月 | | | |
| | 令和4年4月 | | | |
| | 令和4年5月 | | | |
| | 令和4年6月 | | | |
| | 令和4年7月 | | | |
| | 令和4年8月 | | | |
| | 令和4年9月 | | | |
| | 令和4年10月 | | | |

※　特例適用の届出を行った場合は、特例適用届を提出した月から適用終了月まで、各月の利用延人員数を入力してください。
※「特例適用の可否」欄に「否」が表示された場合は、速やかに都道府県・市町村に本様式を届け出てください。（届出を怠った場合は、特例に係る報酬について返還となる場合があり得るため、ご留意ください。なお、「可」が表示された場合は、本様式を提出する必要はありません。）

なお、上記ケース（大規模型Ⅰ・Ⅱの事業所で３％加算の算定開始後に「各月の利用延人員数」がより小さい規模区分の利用延人員数となった場合）で、仮に同じ届出様式の「（５）　特例適用後の各月の利用延人員数の確認」に各月の利用延人員数を入力した場合であっても、届出様式上では**左例の赤枠**のとおり、規模区分の特例が「否」と表示されてしまうことに留意する。
（そのため、届出様式を規模区分の特例用として改めて作成する必要がある。）